



旭川で企業活動を広げよう!!

令和 7 年度

旭川市企業立地促進利子補給制度の御案内

旭川市では、旭川市内に工場等を新設する際の事業資金を、株式会社日本政策金融公庫から借入れした企業を対象に、利子補給制度を設けております。

※新設とは・・・市内に工場等を有しない者が工場等を新たに設置することをいいます。

【対象となる金融機関・融資制度】

株式会社日本政策金融公庫（国内全ての店舗）が実施する融資制度
（工場等の新設に要する設備資金・運転資金が対象です。）

※貸付利率、貸付限度額等の諸条件は、㈱日本政策金融公庫の定めによります。

※融資対象は、㈱日本政策金融公庫の定めによる中小企業者に限ります。

【利子補給対象者の要件】

上記の金融機関から、工場等の新設に要する設備資金又は運転資金を借入れした方で、次の要件をいずれも満たす方が対象となります。

（１）旭川市工業等振興促進条例の指定を受け、旭川市内に工場等を新設する企業

【旭川市工業等振興促進条例の該当要件】

① 投資額2,500万円以上（土地は除く）

※ コールセンター業等の場合は投資を要しません。

※ 投資額とは、工場等の新設をするために取得する固定資産（工場等の事業の用に直接供される建物その他付属設備等）の取得価額です。

② 5人以上の新規雇用（常用雇用者）

※ 特定業務施設（本社機能）は3人以上。

※ コールセンター業等の場合は、中心市街地は10人以上、それ以外の立地は20人以上。

※ 条例の指定申請は操業日翌日から30日以内です。

※ 融資申込時点では未指定でも、上記期日までに申請し、指定を受ける必要があります。

（２）対象資金を借り入れた時点で、工場等を新設後1年以内の企業

【利子補給の期間・補給の額】

利子補給の期間は、融資実行の日から起算して3年間（36か月間）となります。

また、補給する額は、原則として上記期間分の支払済み利子の全額となります。

【お問合せ先】

●利子補給に関すること

旭川市 経済部 経済総務課 金融支援係

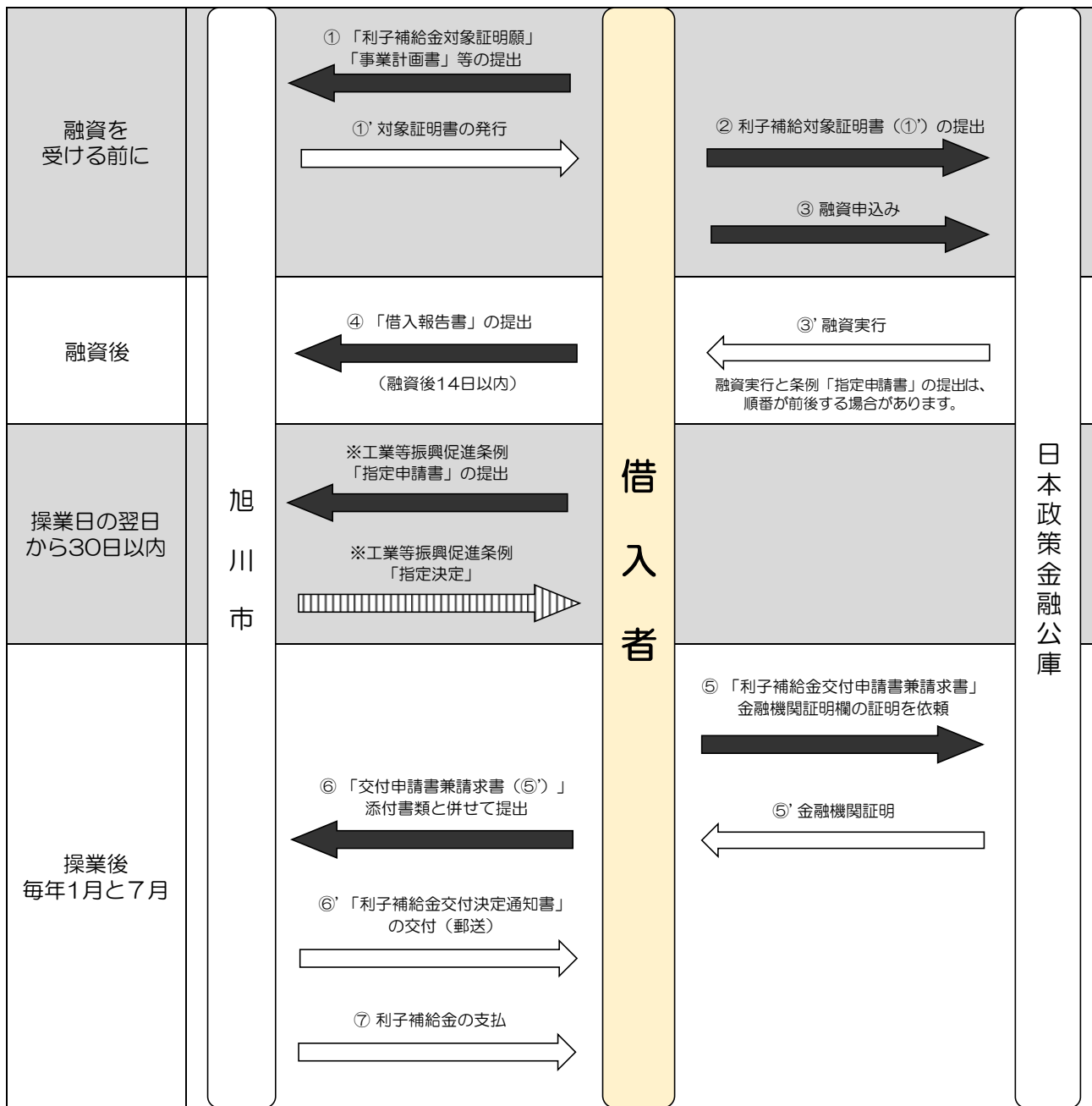
TEL 0166-25-7042, FAX 0166-26-7093 E-mail keizaisomu@city.asahikawa.hokkaido.jp

●企業立地全般、旭川市工業等振興促進条例に関すること

旭川市 経済部 企業立地課

TEL 0166-25-9172, FAX 0166-26-7093 E-mail kigyoritchi@city.asahikawa.hokkaido.jp

【融資から利子補給金交付までの流れ】



■ ⑥の利子補給の交付申請ができる時期は、毎年2回となります。

7月（1月～6月までの支払分について申請）

1月（前年の7月～12月までの支払分について申請）

■ 利子補給の交付申請等に必要な各種書式は旭川市ホームページからダウンロードできます。

【交付申請等に必要な書類】

【提出先】旭川市 経済部 経済総務課（金融支援係）
〒070-8525 北海道旭川市7条通10丁目 旭川市第二庁舎 2階

■ 旭川市企業立地促進利子補給対象証明願（様式第1号）

- ※ 融資を受ける前に旭川市へ提出してください。
- ※ 証明願（様式第1号）のみ2部必要です。
- ※ 証明願の提出時には、次の添付書類が必要となります。案件の進捗上、未取得の書類がある場合は、上記提出先まで御相談ください。

- 1 事業計画書（様式第2号）
- 2 下記（1）又は（2）に掲げる書類
 - （1）旭川市工業等振興促進条例指定決定通知書の写し
 - （2）次のアからオに掲げる書類
 - ア 法人の登記事項証明書（発行後3か月以内のもの）
 - イ 最近2期の決算書
 - ウ 工場等の新設をするために取得する固定資産の取得価額の内訳書
 - ・ 固定資産の名称、取得年月日、取得金額等の記載があるもの。
 - ・ 固定資産台帳（写し）でも可能です。
 - エ 立地予定地の略図
 - オ その他市長が必要と認めたもの

■ 借入報告書（様式第3号）

- ※ 融資を受けてから14日以内に旭川市へ提出してください。
- ※ 金融機関が発行する融資実行伝票等（融資の事実を確認できるもの）の写しを添付してください。

■ 旭川市企業立地促進利子補給金交付申請書兼請求書（様式第4号）

- ※ 操業後、毎年7月と1月に申請することができます。
- ※ 金融機関証明欄に、利子支払状況の証明を受け申請してください。
- ※ 申請時には、次の添付書類が必要となります（申請の都度、必要となります）。

- （1）旭川市工業等振興促進条例指定決定通知書の写し
- （2）工場等の新設をするために取得した固定資産の取得価額の内訳書
- （3）市長が発行する納税証明書等の写し
（納期到来分の未納税額がないことを証明するもので、発行後1か月以内のもの）
- （4）その他市長が必要と認めたもの

※ 旭川市工業等振興促進条例指定の手続きについては、
旭川市 経済部 企業立地課（TEL 0166-25-9172）にお問合せください。